

議案第 4 5 号

大口町立学校施設開放に関する条例の制定について

大口町立学校施設開放に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 3 年 9 月 1 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、町民の生涯学習振興を図るため、学校教育に支障のない範囲で特別教室等を開放する学校施設の管理について必要な事項を定めるため必要があるからである。

大口町立学校施設開放に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町民の生涯学習振興を図るため、学校教育に支障のない範囲で特別教室等を開放する学校施設（以下「学校施設」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 学校施設は、大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）において管理する。

(学校施設及び使用料)

第3条 大口町立学校施設開放事業に用いる学校施設及び使用料は、別表第1に定めるとおりとする。

(使用の許可)

第4条 学校施設を使用しようとする団体は、教育委員会の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に際し使用の範囲、時間その他管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の使用の許可をしてはならない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理又は運営上支障があるとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 営利を目的とすると認められるとき。
- (5) その他教育委員会において不相当と認めるとき。

(開放日時)

第6条 学校施設の開放日時は、別表第2に定めるとおりとする。

(使用料の前納及び還付)

第7条 第4条の許可を受けた団体（以下「使用者」という。）は、第3条の規定に基づく使用料を前納しなければならない。

2 教育委員会が必要と認めるときは、既納の使用料を還付することができる。

（使用料の減免）

第8条 教育委員会は、学校施設の使用に際して公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用者の義務）

第9条 使用者は、学校施設の使用に際して、この条例の規定により許可された条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。

（使用の制限等）

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用者に対してその使用を制限し、若しくは停止し、又はその許可を取消することができる。

(1) 第4条第2項の規定に基づく使用条件に違反したとき。

(2) 第5条の規定に該当すると認められるに至ったとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

（損害賠償）

第11条 使用者は、学校施設使用中に建物、附属設備、器具等を破損、汚損、又は滅失したときは、教育委員会の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、損害賠償をさせることが適当でないとき、この限りでない。

2 教育委員会は、前条の規定に基づく使用の制限等によって使用者が被った損害については、賠償の責めを負わない。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で別に定める。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

学校施設及び使用料

学校名	特別教室等	使用料	
大口町立 大口中学校	技術室（1・2）、美術室（1・2）、 調理室、被服室、理科室（1・2・3・ 4）、音楽室（1・2）、ランチルーム	1室	1時間500円

別表第2（第6条関係）

学校施設の開放日時

開放日	開放時間
土曜日、日曜日	午前9時～正午 午後1時～午後4時

※土曜日、日曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日と重なる場合又は1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日と重なる場合を除く。

※土曜日、日曜日に学校が学校施設を使用する場合を除く。